○経済産業省告示第二百四十六号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第六十八条第二号の規定に基づく平成十四年経済産業省告示第三百五十号の一部を次のように改正する。

平成十五年六月三十日

経済産業大臣　平沼　赳夫

別表財団法人韓国生活用品試験研究院の項中「財団法人韓国生活環境試験研究院」を「財団法人韓国生活環境試験研究院」に改める。

○国土交通省告示第九百九十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成十五年六月三十日から三十日間東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成十五年六月三十日

国土交通大臣　林　寛子

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北横断自動車道いわき新潟線	いわき市三和町渡戸字弓張木二八番八から同市三和町下永井字大堀無番まで	平成十五年六月三十日十五時

○特許庁告示第三号

平成十一年十二月二十八日特許庁告示第九号（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第三十二条第一項の規定に基づくファイルへの記録の方法を定める件）は、平成十五年六月三十日限り、廃止する。

平成十五年六月三十日

特許庁長官　太田信一郎

○国土交通省告示第九百九十二号

公営住宅等整備基準（平成十年建設省令第八号）第九条第四項の規定に基づき、平成十四年国土交通省告示第三百五十二号（公営住宅等整備基準第八条第二項から第五項まで、第九条第四項、第十条及び第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が定める措置を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十五年六月三十日

国土交通大臣　林　寛子

5中「が評価方法基準第5の6の6―1(3)の等級4」を「の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6―1(2)イ②の特定建材を使用する場合にあっては、同(3)ロの等級3」に改める。

附　則

この告示は、平成十五年七月一日から施行する。

○環境省告示第七十号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）の一部を次のように改正し、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十五号）第二条中食品衛生法第七条の改正規定の施行の日から適用する。

平成十五年六月三十日

環境大臣　鈴木　俊一

第一号イ及び第二号ロ中「第七条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

○近畿地方整備局告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年六月三十日

近畿地方整備局長　谷口　博昭

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　阪神間都市計画道路事業三・四・百六十四号今津西線
三　事業施行期間　自平成十五年六月三十日至平成十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　兵庫県西宮市芦原町、両度町及び森下町地内
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成十五年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十五年六月三十日

四国地方整備局長　南部　隆秋

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	五十六号及び三百八十号
(三) 道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
愛媛県喜多郡五十崎町大字古田甲一七〇一番一地内	前	一一五・〇〇～一五六・五〇メートル	〇・〇二五キロメートル
	後	一一五・〇〇～一五六・五〇メートル	〇・〇二五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成十五年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十五年六月三十日

四国地方整備局長　南部　隆秋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び三百八十号	愛媛県喜多郡五十崎町大字古田甲一七三八番一から同郡内子町内子一三〇二番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成十五年六月三十日

○北海道開発局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成十五年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十五年六月三十日

北海道開発局長　平野　道夫

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	四十号
(三) 道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡和寒町字朝日九九番一から同町字朝日九九番二まで	前	二五・〇〇～二七・〇〇メートル	〇・一九五キロメートル
	後	二一・五〇～二二・〇〇メートル	〇・一九五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	二百三十号
(三) 道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道虻田郡喜茂別町字川上国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一六七林班か小班地内	前	二九・五〇～五六・五〇メートル	〇・一一五キロメートル
	後	三三・五〇～五六・五〇メートル	〇・一一五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	二百三十九号
(三) 道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道苫前郡苫前町字霧立留萌南部森林管理署二一四五林班よ小班地内	前	二六・〇〇～五五・〇〇メートル	四二・一〇キロメートル
	後	三四・〇〇～七四・〇〇メートル	四二・一〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部